

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の 資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方
※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

平成31年1月15日（火）まで

2年に1度の届出は、医師法、歯科医師法、
薬剤師法により、義務づけられています。

お近くの保健所へ
平成30年12月31日現在の
状況をお知らせください。



お問い合わせ先

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市保健所 保健総務課 総務企画グループ

TEL: 0178-43-2111 (内線5413)



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Q1 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q2 この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用にご同意いただいた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

▶ **医師等資格確認検索システム** (医師・歯科医師)

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

▶ **薬剤師資格確認検索システム**

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_iyaku/

Q3 届出票が手元にはないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

▶ 厚生労働省ホームページ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療](#)
> [医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/tp181016.html

Q4 届出票に記入された個人情報保護されるのですか？

A 届出票に記入された内容は、各法令により堅く秘密が守られ、他に漏れることはありません。